

もり 森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、森林づくりマスコットキャラクターのデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめ「もりりん」デザイン等使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、大分県農林水産部森との共生推進室長（以下、「室長」という。）に提出するか、次に掲げる事項を主管課の指定する方法により明示し、その承認を受けなければならない。

1 申請者に関する次の事項

- ア 氏名（法人の場合は、法人の名称並びに代表者及び担当者の氏名）
- イ 住所
- ウ 電話番号
- エ メールアドレス

2 対象物件

3 使用目的

4 使用方法（種類・名称・規格等）

5 使用場所

6 製作個数

7 使用期間

8 商品名及び小売価格（商品として使用する場合に限る。）

9 企画内容（レイアウト、原稿等で使用方法を示す）

10 申請者の概要

11 その他主管課の指定する事項

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除き、主管課の承認なく使用することができる。

- (1) 大分県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 大分県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他室長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 室長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、室長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (6) その他室長が不相当と認めたとき。
- 2 前項の規程による承認は、「もりりん」使用承認書（第2号様式）をもって行うものとする。

（使用料）

第4条 使用料は無償とする。

（使用の際の遵守事項）

第5条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、室長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに室長に提出すること。

（承認の取消し）

第6条 室長は、デザイン等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、室長はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、「もりりん」デザイン等使用承認取消書（第3号様式）をもって行うものとする。

（補足）

第7条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用について必要な事項は、室長が別に定める。

附則

- 1 おおいた森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」デザイン使用規程（平成24年5月18日制定）は廃止する。
- 2 この規程は平成28年6月27日から適用する。
- 3 この規程は令和4年4月14日から適用する。
- 4 この規程は令和5年7月14日から適用する。